

## 1 背景

高齢者の総合相談窓口として機能してきた在宅介護支援センターの設置法人に対して、地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）業務の運営委託を行い、平成18年度に市内12か所に地域型センターを設置した。その後、地域包括支援センター運営協議会（平成19年12月開催）において地域型センターの将来像の考え方が示され、これに伴い、令和元年度に全ての中学校区で地域型センターの設置が完了した。

【将来像】 中学校区ごとに地域包括支援センターを設置

【理由】 ・高齢者の増加により、地域の協力が必要 ・行政システムとして自治区制度があり、自治区は中学校区単位となっている  
 ・福祉のキーマンである民生・児童委員は自治区が活動範囲で、中学校区が単位  
 ・地域型センターと民生・児童委員は情報共有が必要

平成23年には、地域型センターの安定的な運営を図るために国の基準に加え市独自の職員数を配置するとともに、平成26年4月に介護保険法に基づき「従うべき基準」として、豊田市の地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「市条例」という。）を制定したことに加え、平成28年には業務の追加により更に1人を増員している。

## 2 現状・課題

○ 地域型センター職員の充足状況については、以下のとおり。※令和5年11月時点/箇所数

【市条例】 5地域型センターで規定の職種が欠員

（内訳：保健師2、社会福祉士1、主任介護支援専門員2）

【地域包括支援センター運営要綱（3職種配置）】

（常勤専従の場合）10地域型センターで欠員

（内訳：保健師2、社会福祉士1、主任介護支援専門員8）※重複あり

（常勤換算の場合）9地域型センターで配置上限数未滿

○ 地域型センター担当圏域における要支援者及び事業対象者数について、いわゆる「プラン作成」に該当する実数について、愛知県内自治体と比較した場合、大きな乖離（負担）は認められない。

【愛知県平均】 要支援者の割合 5.34%、事業対象者の割合 0.69%

【豊田市平均】 要支援者の割合 4.81%、事業対象者の割合 0.70%

※便宜上、65歳以上人口に占める割合

○ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、愛知県内自治体では約半数のプランを指定居宅介護支援事業者へ再委託しているものの、当市では再委託率が約7%に留まる。一方、市内各地域型センターのケアプラン件数のみを令和3年度と令和4年度で比較してみると、平均3.56倍（最大：6.1倍、最小：2.05倍）であり、全ての地域型センターで増加傾向にある。

以上のことから、以下のような課題が考えられる。

- ① 地域型センター職員の欠員が長期化することで、現在在籍中の職員の業務負担が増すとともに、機動力が低下し、ひいては市民サービスの低下につながる可能性
- ② いわゆる「準ずる」規定に該当する資格はあるものの、「高齢者に関する公衆衛生業務」「高齢者の保健福祉に関する相談援助業務」を経験する機会が少ないため、雇用につながらない
- ③ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのいわゆるプラン作成業務が増加し、他の包括的支援事業の業務遂行を圧迫

28地域型センターの配置は身近できめ細やかな市民サービスの提供という当市の強みである一方で、地域型センターの分散配置による影響及び福祉人材の確保が著しく困難な情勢であることに加え、特に地域型センターに必要な3職種については募集を掲載しても雇用に苦慮する状況にある。本来のあるべき姿（配置）へ近づけるために受託法人が努力しているものの結実の見通しが立たず、一方で、「今」働いている職員の健康面・精神面等への特段の配慮も必要な状況にある。地域型センター職員の定着は、自所内の集団的機能（OJT機能）等の自浄作用を得るだけでなく、職員の安定的な質の担保、ひいては良質な市民サービスの提供につながる。

このことにより、地域型センター職員1人1人が、認知症の人や単身高齢者、高齢者虐待、医療・介護の複合ニーズを有する者等、相談者の背景が多様化する現状に向き合い、多機関へ「つなぐ」力をはぐくみ、市民への良質なサービスの提供を図るため、人材不足の課題に対しては、法令を遵守しつつも安定的な業務遂行が確保できるよう、次のとおり人員等確保に関する解釈を見直し、雇用の安定と市民サービスの維持・向上を目指す。

## 3 地域型センターの配置基準等の見直し（案）

【前提：考え方の順番】

- ① 介護保険法上の従うべき基準＝市条例の遵守（介護保険法を逸脱しない最低限のルール）
- ② 原則、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の雇用を優先（加配分相当）
- ③ ②について、対応をしてもなお3職種の雇用が困難な場合は、新たに指定介護予防支援事業者の規定に沿う職種を、包括的支援事業等に従事できるものとする。

（1）職員配置の解釈について【豊田市地域包括支援センター運営要綱第9条第3項の改正】

### ■ 見直し案（参考資料1-2）

豊田市地域包括支援センター運営要綱第9条第3項に規定する別表第2（職員配置）の一部を次のとおり変更する。

【現行】各職種1人は必ず配置する ➡ 【変更後】原則、各職種1人は配置する

### ■ 解釈

市条例の遵守を前提に、市独自規定の解釈に柔軟性を持たせることで、受託法人の逼迫した雇用を緩和する。ただし、法令に規定された職種は業務遂行のためには欠かせない職種であるため、引き続き3職種が充足されるようお願いする。

(2) 包括的支援事業に従事する職種の拡大について【豊田市地域包括支援センター運営要綱第9条第3項の改正】

■ 見直し案（参考資料1-3）

指定介護予防支援事業者の指定基準に該当する全ての職種（※）を包括的支援事業等にも従事できるように、新たな規定を設ける。

※地域包括支援センター職員以外では、「介護支援専門員、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事」が該当

■ 解釈

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務の逼迫を解消するための一助として、介護予防支援及び包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメントを担える人材を雇用することで、その他の業務に3職種が専念できる時間を確保する。これに加え、介護予防ケアマネジメント以外の業務であっても、3職種がサポートできる状況であれば、新たな職種が包括的支援事業を行うことを妨げない。

なお、包括的支援事業に従事する機会を設けることで、将来の「保健師に準ずる者」「社会福祉士に準ずる者」の人材確保の一助とする。

(3) 地域型センターに置くべき常勤の職員に対する同職種の常勤換算方法の導入について

市条例に定める常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、経過的に、地域型センター職員の一部を常勤換算方法による必要人員数確保することでも足りることとする。なお、経過的な期間の目安は、1年とし、欠員職種は1職種以内とする。

		市条例	市の独自基準	市の独自基準
		包括的支援事業	認知症地域支援推進員	
		実人員ベース	実人員ベース	実人員又は常勤換算職員数ベース
勤務形態	常勤	◎	◎	◎
	専従	◎	◎	◎
	常勤以外	×	△	○
	兼務	×	△	○

同等の資質を有する（同職種の）複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすこととする。

以上の見直しを行うとともに、良質なサービスを提供するために、新たに包括的支援事業等を担う者や現在の職員に対しても、研修や交流等の機会を確保し、職員の資質向上に努めるとともに、地域型センター業務に専念できるよう、地域型センターにおける業務補助等を行う事務員の配置を推奨する。

4 施行時期

令和6年4月1日（予定）

※ただし、介護保険法等の一部改正が行われた場合において、上記3の改正内容に大きな影響がある場合は、この限りではない。

5 参考

(1) 常勤換算方法に関する用語定義について（出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会一部抜粋）

<常勤>

当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者。

<専従（＝専ら従事する、専ら提供に当たる）>

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうもの。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別は問わない。

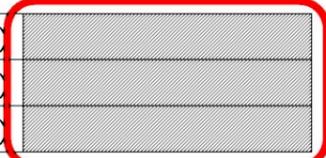
<常勤換算方法>

当該事業所の従業者の勤務延時間数（※）を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

※ 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数が上限となる。

〔例〕

A	正規、社会福祉士	8時間勤務(1)	
↓ Aの休業取得に伴い、B、C、Dを配置			
B	非常勤、社会福祉士	4時間勤務(0.5)	
C	非常勤、社会福祉士	4時間勤務(0.3)	
D	非常勤、社会福祉士	4時間勤務(0.3)	

← 1人と換算

豊田市における地域包括支援センター職員の配置基準の明記箇所について

**1 豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例**

**(従うべき基準)**

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

## 2 豊田市地域包括支援センター運営要綱

(配置の職員等)

第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。

3 地域型センターは、**条例第3条第1項及び第2項に規定する職員数を確保しなければならない**。ただし、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり**条例規定員数を超えて配置することができる**ものとする。

別表第2

第1号被保険者数	職員配置
1, 500人未満	3人(2人以上常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員各1人
1, 500人以上 3, 000人未満	4人(2人以上常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより4人 各職種1人は必ず配置する ただし、2, 000人以上の場合は3人以上常勤専従
3, 000人以上 6, 000人未満	5人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより5人 各職種1人は必ず配置する
6, 000人以上 8, 500人未満	6人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより6人 各職種1人は必ず配置する
8, 500人以上	7人(4人は常勤専従) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより7人 各職種1人は必ず配置する

# 地域包括支援センター職員の配置基準について

参考資料1-2

第1号 被保険者数	国の基準（市条例）	市の独自基準（運営要綱）			第1号 被保険者数
		現行	改正後		
			員数	勤務形態 (常勤専従)	
1,000人	1人又は2人 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちいずれか	3人（2人以上常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員各1人	3人	2人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 <b>原則</b> 、各職種1人は配置する
	2人（うち1人は常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちいずれか				
2,000人	4人（2人以上常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちより4人 各職種1人は必ず配置する	4人	2人		1,500人
3,000人	2人（常勤専従） 保健師1人及び社会福祉士又は主任介護支援専門員うち1人	4人（3人以上常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちより4人 各職種1人は必ず配置する	4人	3人	
6,000人	3人（常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員各1人	5人（4人は常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちより5人 各職種1人は必ず配置する	5人	4人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 各職種1人は配置する
		6人（4人は常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちより6人 各職種1人は必ず配置する	6人	4人	
		7人（4人は常勤専従） 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちより7人 各職種1人は必ず配置する	7人	4人	

↑常勤専従の考え方：市条例の員数に認知症地域支援推進員数を加えた職員数

## 【参考】愛知県内の地域型センターの担当圏域の65歳以上人口について

1担当圏域の65歳人口	県内包括数(235)	再掲：豊田市包括数(28)	(参考) 地域包括支援センター名
1万人以上	52	0	
6,000人以上	57	2	ほっとかん地域包括支援センター、トヨタ地域包括支援センター
5,000人以上6,000人未満	47	6	みなみ福寿園地域包括支援センター、地域包括支援センターとよた苑、ひまわりの街地域包括支援センター、ひまわり邸地域包括支援センター、社協包括支援センター、地域包括支援センターくらがいけ
4,000人以上5,000人未満	30	3	つつみ園地域包括支援センター、地域包括支援センター益富の楽園、地域包括支援センターかずえの郷
3,000人以上4,000人未満	26	6	地域包括支援センター保見の里、足助地域包括支援センター、みのり園地域包括支援センター、豊田福寿園地域包括支援センター、こささの里地域包括支援センター、わかばやし園地域包括支援センター
2,000人以上3,000人未満	12	6	豊田地域ケア支援センター、地域包括支援センター猿投の楽園、豊田厚生地域包括支援センター、ふじのさと包括支援センター、地域包括支援センター藤岡の楽園、笑いの家地域包括支援センター
1,000人以上2,000人未満	10	5	ぬくもりの里包括支援センター、石野の里地域包括支援センター、いなぶ包括支援センター、ふくしの里包括支援センター、まどいの丘包括支援センター
1,000人未満	1	0	

## 1 現行

事業所	地域包括支援センター(※1)			指定介護予防支援事業者		
	保健師	社会福祉士	主任 介護支援専門員	介護支援専門員	経験のある 看護師	社会福祉主事 (※2)
介護予防支援	○	○	○	○	○	○
包括的支援事業(※3)	○	○	○	×	×	×
認知症地域支援推進員業務	○	○	○	×	×	×

※1：地域包括支援センターにおいて、3職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできる。

- ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
  - ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
  - ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
- なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

※2：高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

※3：包括的支援事業とは、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4業務をさす。このうち、介護予防ケアマネジメントは、指定介護予防支援事業者の職種でも実施可能

## 2 改正案 ○ 包括的支援事業等に従事できる職員を以下のとおり拡大することで、地域包括支援センター全体の業務の円滑化を図り、ひいては市民サービスの維持・向上を図る

事業所	地域包括支援センター			指定介護予防支援事業者		
	保健師	社会福祉士	主任 介護支援専門員	介護支援専門員	経験のある 看護師	社会福祉主事 (※1)
介護予防支援	○	○	○	○	○	○
包括的支援事業	○	○	○	○	○	○
認知症地域支援推進員業務	○	○	○	○	○	○(※2)

※1：高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

※2：認知症地域支援推進員については、地域包括支援センター28か所に、認知症地域支援推進員を1人工設置しているため、地域型センター職員がその機能を包含している状況にある。そのため、新たに追加する職種も認知症地域支援推進員を担うこととする。その際、「社会福祉主事」については、国の示す職種に該当しないため、採用後、認知症地域支援推進員研修を受講することを条件に「市町村が認めた者」として取り扱うものとする。

色セルの職種は、包括的支援事業等で「高齢者の保健福祉に関する相談援助業務等」に一定期間従事すれば、3職種の準ずる規定に該当する場合があり、未来の人材確保につながる利点もある。

**【議題 2】 豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について**

**(承認事項)**

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱について事業間連携のほか、新旧対照表のとおり所要の改正を行う。

**豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱**

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正性・中立性の確保その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、豊田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(運営協議会の組織)

第 2 条 市長は、前項の運営を豊田市社会福祉審議会高齢者専門分科会に行わせるものとする。

(運営協議会の所掌事務)

第 3 条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- ③ センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正性・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターが行う業務に係る方針に関すること

(3) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度、センターにより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
  - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
  - エ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、市の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書及びウの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。

(運営全体に関するもの)

ア 組織・運営体制

センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか  
担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか  
職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか

イ 個人情報の保護

責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか

ウ 利用者満足の上

適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか  
安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

エ 公正性・中立性の確保

公正性・中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか

(個別業務に関するもの)

オ 総合相談支援業務

相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）ができているか

カ 権利擁護業務

成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか

キ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域ケア会議の運営方針について職員間で共有ができているか  
介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか

ク 介護予防に係るケアマネジメント

多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか

ケ 市事業との連携

在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業、重層的支援体制整備事業等との連携が適切になされているか

コ 上記ほか、市が必要と認めるもの

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う本運営協議会を地域ケア会議とみなすとともに、認知症総合支援事業における認知症初期集中支援チーム検討委員会についても兼ねるものとする。

(運営協議会の事務局)

第4条 運営協議会の事務局は、高齢福祉課に置く。

附則

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月6日から施行し、改正後の豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## 豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 新旧対照表 (変更=下線)

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(運営協議会の所掌事務)</p> <p>第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) センターの運営に関すること</p> <p>① 略</p> <p>② 運営協議会は、市の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書及びウの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。</p> <p>(運営全体に関するもの)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(個別業務に関するもの)</p> <p>オ 総合相談支援業務 相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）ができているか</p> <p>カ 権利擁護業務 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</p> <p>キ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域ケア会議の運営方針について職員間で共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</p> <p>ク 介護予防に係るケアマネジメント 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</p> <p>ケ 市事業との連携 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、<u>地域ケア会議推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業、重層的支援体制整備事業等</u>との連携が適切になされているか</p> <p>コ 上記ほか、市が必要と認めるもの</p> <p>(4) その他の地域包括ケアに関すること 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。 また、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う本運営協議会を地域ケア会議とみなす <u>とともに、認知症総合支援事業における認知症初期集中支援チーム検討委員会についても兼ねるものとする。</u></p> <p>第4条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(運営協議会の所掌事務)</p> <p>第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) センターの運営に関すること</p> <p>① 略</p> <p>② 運営協議会は、市の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書及びウの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。</p> <p>(運営全体に関するもの)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(個別業務に関するもの)</p> <p>オ 総合相談支援業務 相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）ができているか</p> <p>カ 権利擁護業務 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</p> <p>キ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域ケア会議の運営方針について職員間で共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</p> <p>ク 介護予防に係るケアマネジメント 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</p> <p>ケ 市事業との連携 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか</p> <p>コ 上記ほか、市が必要と認めるもの</p> <p>(4) その他の地域包括ケアに関すること 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。 また、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う本運営協議会を地域ケア会議とみなす。</p> <p>第4条 略</p>

<p>附則 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年8月23日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年2月6日から施行し、改正後の豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年8月23日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>
--	---

**【議題3】 豊田市地域包括支援センター運営要綱の一部改正について（承認事項）**

豊田市地域包括支援センター運営要綱について職員配置の変更のほか、新旧対照表のとおり所要の改正を行う。

豊田市地域包括支援センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの運営は、豊田市（以下「市」という。）が行うものとする。

(実施方法)

第3条 市は、法第115条の47第1項及び第4項の規定に基づき、法人等に委託して実施する。

(種別)

第4条 センターの種別は次に掲げる2種類とする。

- (1) 基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）
- (2) 地域型地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）

(設置等)

第5条 センター種別ごとの設置は下記のとおりとする。

- (1) 基幹型センター 1か所
  - (2) 地域型センター 原則中学校区内に1か所
- 2 センターの名称、所在地及び担当地区は別表第1のとおりとする。

(対象者)

第6条 センターの利用対象者は、原則として、市内に居住するおおむね65歳以上の者とする。

(事業内容)

第7条 センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 基幹型センター 地域型センターの統括や処遇困難ケース対応の後方支援、その他基幹型センターの事業として市が必要と認める事業
- (2) 地域型センター 法第115条の45条第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）及び法第115条の45第2項に掲げる事業（包括的支援事業）、その他地域型センターの事業として市が必要と認める事業

(運営体制)

第8条 センターは、緊急時の対応等の場合を想定し、併施設等との連携により、24時間を通じて対応が図れるような体制を整備するものとする。

(職員の配置等)

第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。

2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。

(1) 基幹型センター職員（管理責任者を含む。） 7人

(2) 前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項各号に規定する職種

(3) 前号に規定する職種の員数 各1人以上

3 地域型センターに置くべき職員の員数及び職種は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項及び第2項に規定する職員の員数及び職種を確保するものとする。

(2) 前号の要件を満たしたうえで、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。

(3) 前号において第7条(2)に規定する事業従事者は、原則、条例に規定する職種を充てるものとする。ただし、別表第2に規定する常勤専従以外の残りの員数の職種は、豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の規定を満たす職種であれば、これに変えて差し支えない。

4 担当地区の変更がある場合は、引継ぎに係る職員数及び期間等を豊田市地域包括支援センター運営協議会にて協議し定めるものとする。

(職員の責務)

第10条 センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない。

2 センターの職員は、個人情報の保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた場合にも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性を鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、業務に関する知識・技術に関し自己研鑽に努めなければならない。

4 管理責任者は、当該職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めなければならない。

(委託料)

第11条 センターの運営に係る委託料は、人件費、事務諸経費のほか、必要に応じて市が指定する業務に係る経費の総額とする。なお、委託料は実績に応じて精算するものとする。

2 前項に掲げる人件費の基準額は、経済状況や同種同業者の給与等を勘案し市が別途定める。

3 基幹型センターの運営に係る人件費は、第9条第2項に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。

4 地域型センターの運営に係る人件費は、担当する地区の第1号被保険者の数に応じて別表第2に定める職員数に基準額を乗じた額を上限とする。なお、別表第2は、委託業

務を円滑に実施するための推奨職員配置数とする。

5 第1項に掲げる市が指定する業務とは、第7条第2号で示す業務内容のうち、必要に応じて市が別に示す取組業務を指し、100万円を上限として支払うものとする。

6 第1項に掲げる事務諸経費の基準額は、第7条第2号で示す業務を円滑に実施するために実績等を勘案し、市が別途定める。

(書類の整備)

第12条 センターは、利用者基本台帳及び相談表のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

(経理)

第13条 センターの管理責任者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分しなければならない。

(事業実施状況等の報告)

第14条 センターは、月ごとの事業実施状況及び各年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等を市が定める様式に従って、市の示す期日までに報告しなければならない。

(運営協議会)

第15条 センターは、豊田市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切で公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第 1

## 基幹型地域包括支援センター

名称	所在地
豊田市基幹包括支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)

## 地域型地域包括支援センター

担当地区 (五十音順)	名称	所在地
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7丁目48番地6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平22番地 (老人福祉センターぬくもりの里内)
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1丁目1番地1 (豊田市福祉センター内)
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20番地 (足助病院内)
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7番地46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26番地1 (特別養護老人ホーム石野の里内)
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5番地 (稲武福祉センター内)
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3丁目30番地1 (豊田地域医療センター内)
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574番地 (小原福祉センターふくしの里内)
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148番地 (老人保健施設かずえの郷内)
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9番地1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116番地 (特別養護老人ホームこささの里内)
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7番地2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500番地1 (豊田厚生病院内)
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5番地194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)

担当地区 (五十音順)	名称	所在地
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5丁目20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76番地 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40番地1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207番地2 (藤岡福祉センターふじのさと内)
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町才ヶ洞10番地5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1丁目1番地 (老人保健施設ジョイスティ内)
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109番地1 (特別養護老人ホーム保見の里内)
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18番地1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23番地 (特別養護老人ホーム笑いの家内)
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5丁目80番地1 (特別養護老人ホームとよた苑内)
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79番地 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)

別表第2

第1号被保険者数	職員配置		
	員数	勤務形態 (常勤専従)	職種
1,500人未満	3人	2人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 原則、各職種1人は配置する
1,500人以上 2,000人未満	4人	2人	
2,000人以上 3,000人未満	4人	3人	
3,000人以上 6,000人未満	5人	4人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 各職種1人は配置する
6,000人以上 8,500人未満	6人	4人	
8,500人以上	7人	4人	

## 豊田市地域包括支援センター運営要綱 新旧対照表 (変更=下線)

新	旧
<p>第1条～第8条 略 (職員の配置等)</p> <p>第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。</p> <p>2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基幹型センター職員(管理責任者を含む。) <u>7人</u></p> <p>(2) 前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成26年条例第2号。以下「条例」という。)第3条第1項各号に規定する職種</p> <p>(3) 前号に規定する職種の員数 各1人以上</p> <p>3 <u>地域型センターに置くべき職員の員数及び職種は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第3条第1項及び第2項に規定する職員の員数及び職種を確保するものとする。</u></p> <p>(2) <u>前号の要件を満たしたうえで、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>前号において第7条(2)に規定する事業従事者は、原則、条例に規定する職種を充てるものとする。ただし、別表第2に規定する常勤専従以外の残りの員数の職種は、豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の規定を満たす職種であれば、これに代えて差し支えない。</u></p> <p>4 担当地区の変更がある場合は、引継ぎに係る職員数及び期間等を豊田市地域包括支援センター運営協議会にて協議し定めるものとする。</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第8条 略 (職員の配置等)</p> <p>第9条 センターには、管理責任者を置くものとする。</p> <p>2 基幹型センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数及び職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基幹型センター職員(管理責任者を含む。) <u>8人</u></p> <p>(2) 前号の職員の職種は、豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成26年条例第2号。以下「条例」という。)第3条第1項各号に規定する職種</p> <p>(3) 前号に規定する職種の員数 各1人以上</p> <p>3 <u>地域型センターは、条例第3条第1項及び第2項に規定する職員数を確保しなければならない。ただし、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。</u></p> <p>4 担当地区の変更がある場合は、引継ぎに係る職員数及び期間等を豊田市地域包括支援センター運営協議会にて協議し定めるものとする。</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年8月23日より施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 略  
別表第2

第1号被保険者数	職員配置		
	員数	勤務形態 (常勤専従)	職種
1,500人未満	<u>3人</u>	<u>2人</u>	<u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 原則、各職種1人は配置する</u>
<u>1,500人以上 2,000人未満</u>	<u>4人</u>	<u>2人</u>	
<u>2,000人以上 3,000人未満</u>	<u>4人</u>	<u>3人</u>	
3,000人以上 6,000人未満	<u>5人</u>	<u>4人</u>	<u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 各職種1人は配置する</u>
6,000人以上 8,500人未満	<u>6人</u>	<u>4人</u>	
8,500人以上	<u>7人</u>	<u>4人</u>	

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 略  
別表第2

第1号被保険者数	職員配置
1,500人未満	<u>3人(2人以上常勤専従)</u> <u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員各1人</u>
<u>1,500人以上 3,000人未満</u>	<u>4人(2人以上常勤専従)</u> <u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより4人 各職種1人は必ず配置する</u> <u>ただし、2,000人以上の場合は3人以上常勤専従</u>
3,000人以上 6,000人未満	<u>5人(4人は常勤専従)</u> <u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより5人 各職種1人は必ず配置する</u>
6,000人以上 8,500人未満	<u>6人(4人は常勤専従)</u> <u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより6人 各職種1人は必ず配置する</u>
8,500人以上	<u>7人(4人は常勤専従)</u> <u>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうちより7人 各職種1人は必ず配置する</u>

## 【議題4】令和6年度 豊田市地域包括支援センター事業運営方針（承認事項）

豊田市地域包括支援センター事業運営方針については、以下のとおり定める。

地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。

地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを始めとする業務を行う。

### 《重点方針》

介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける高齢者の相談窓口として、引き続き個別支援に注力し、より市民に密着し、迅速かつ継続的に対応する。

- 個別支援に関する能力の強化（ケアマネジメント能力の向上、地域型センター運営受託法人を含めた人材育成の実施及び知識・技術の補完による能力強化）
- 総合的な認知症施策のさらなる推進に向けた認知症地域支援推進員の活動強化

### 《方針項目》

- 1 地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 地域型センター及び基幹型センター基本方針
- 3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針
- 4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針
- 5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針
- 6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針
- 7 ケアマネジメント支援の実施方針
- 8 地域ケア会議の運営方針
- 9 認知症に関する取組方針
- 10 市との連携方針
- 11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針
- 12 公正・中立性確保のための方針
- 13 運営協議会において提言された内容への対応
- 14 苦情対応に関する方針
- 15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針
- 16 職員の人材育成に関する方針

## 1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスの5つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援に努める。

## 2 地域型センター及び基幹型センター基本方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。
- (2) 基幹型センターは、地域型センターのニーズを把握し、地域型センターが円滑に事業の実施ができるように適切な支援を実施する。なお、基幹型センターの主な機能としては、「後方支援」「企画・研修機能」「目標管理機能」「課題集約・提言機能」等を有するものとする。
- (3) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 市の方針である、豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。
  - イ 「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
  - ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。
  - エ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の包括的支援事業等に従事する専門職が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。
  - オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。
  - カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。
  - キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。
  - ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。
  - ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。
  - コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。

## 3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針

- (1) 地域型センターは、担当地区の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、地区の実態やニーズ、そこから把握される課題を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 関係機関等と協力し、担当地区の実態やニーズを常に把握できる体制を整備する。
  - イ 認知症及びひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の実態とニーズの把握に重点的に取り組む。
  - ウ 把握した担当地区のニーズや課題等に沿った事業計画を策定し、事業に取り組む。

#### 4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、あらゆる機会を通じて関係機関等との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワークの構築を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア ネットワーク構築のために、地域住民や関係機関と担当地区の実態や課題等の情報共有を行う。
  - イ 地域ケア会議の開催や多職種が集まる研修会への積極的な参加等により、ネットワークの構築を図る。
  - ウ 関係機関等と連携・協力し、複合的な課題を抱えている世帯を支援する。

#### 5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針

- (1) 地域型センターは、高齢者の介護予防及び日常生活支援のため、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 高齢者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。
  - イ 援助にあたっては、介護予防手帳の活用などにより、高齢者本人の意欲を引き出し、主体的な取り組みを促すことに留意し、セルフマネジメントの推進を図る。
  - ウ 国・県・市等からの最新情報の把握及び各種研修への参加などにより、ケアマネジメント能力の向上に努める。

#### 6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針

地域型センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努める。

#### 7 ケアマネジメント支援の実施方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、介護支援専門員等のニーズや課題を把握し、介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整備するとともに、介護支援専門員等の個別ケアマネジメントに対する支援を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 介護支援専門員等への関係機関や多職種に関する情報提供や、意見交換の場等を活用した介護支援専門員等と関係機関・多職種との関係づくりなどを行い、連携体制の構築を支援する。

- イ 介護支援専門員等の相互のネットワーク構築のため、定期的に情報交換会を開催する。
- ウ 介護支援専門員等の実践力向上のために必要な研修や事例検討会、地域ケア個別会議等を開催する。
- エ 介護支援専門員等が相談しやすい環境や体制を確保する。
- オ 介護支援専門員等の個別事例に対し、ニーズに沿って必要な支援を行う。
- カ 介護支援専門員等に対する支援・指導能力の向上に努める。

## 8 地域ケア会議の運営方針

- (1) 地域ケア会議は、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会、地域ケア推進会議から構成される。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会においては、医療・介護の専門職と関係機関・地域支援者が連携して、ケアマネジメント支援や地域支援ネットワークの構築につなげる。
  - イ 多職種で自立支援を考える会においては、ケーススタディの積み重ね等により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上に努める。
  - ウ 地域型センターは、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を実施する。
  - エ 基幹型センターは、地域型センターが把握した地域課題等を集約し、地域ケア推進会議における課題解決のための協議につなげる。

## 9 認知症に関する取組方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、認知症（若年性認知症を含む）になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員・チームオレンジコーディネーターの役割を包括的に有しながら、認知症に関する取組を行う。なお、事業の企画・調整においては、認知症の人本人の視点を踏まえるとともに、本人支援と家族支援の一体的支援を意識した取組に努める。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 認知症に関する啓発と相談支援を行う。
  - イ 認知症初期集中支援チームや関係機関とのネットワークを構築する。
  - ウ 認知症に関する事業の企画・調整を行う。
  - エ 認知症高齢者等の見守り支援を行う。
  - オ 認知症の人の家族に対する支援を行う。
  - カ 認知症の人の社会参加に関する支援を行う。

## 10 市との連携方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、あらゆる委託業務の運営において常に市と

連携し、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、情報の共有を行う。

- (2) 地域型センター及び基幹型センターは、行政機関の権限行使（措置、成年後見制度市長申立て、高齢者虐待防止法による立入調査、警察への援助要請等）に協力・連携する。
- (3) 地域型センター及び基幹型センターは、業務実施に当たり必要な個人情報の共有の方針や共有する情報の範囲について、市と協議・確認する。
- (4) 市は、地域型センター及び基幹型センターの業務実施に必要な情報提供や支援を行う。

## 11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針

- (1) 地域型センターは、地域課題や目標等を基幹型センターと共有し、相互に連携することで課題解決に向けた効果的な取組を行う。
- (2) 基幹型センターは、28か所の地域型センターを統括し、必要な支援を実施する。

## 12 公正・中立性確保のための方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、包括的支援事業のみならず、第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援においても、常に地域社会、その他関係機関からの信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たっては公正・中立の立場を確保しなければならない。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
  - ア 公正・中立性に配慮して、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介する。なお、経緯については記録に残すものとする。
  - イ 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにする。

## 13 運営協議会において提言された内容への対応

市、地域型センター及び基幹型センターは、地域包括支援センター運営協議会において提言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止めて、適切な事業の実施に努める。

## 14 苦情対応に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、住民等からの苦情に対応するための適切な体制を確保する。苦情を受け付けた場合は、その内容や対応について記録をするとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努める。

## 15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、個人情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別に市が示す「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。また、適切な相談スペースの確保やプライバシーに配慮した対応に努める。

## 16 職員の人材育成に関する方針

- (1) 地域型センターの職員は、市及び基幹型センターが提供する研修計画に沿った研修に積極的に参加し、知識や専門性の向上に努める。
- (2) ブロック協力事業を活用し、地域型センターの枠を超えて職員相互が学び合う風土を醸成する。
- (3) 地域型センターの運営受託法人は、組織全体で職員の人材育成に取り組む。

## 豊田市地域包括支援センター事業運営方針 新旧対照表 (変更=下線)

令和6年度	令和5年度
<p>地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。</p> <p>地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを始めとする業務を行う。</p> <p>《重点方針》 略</p> <p>《方針項目》 1～16 略</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築方針 略</p> <p>2 地域型センター及び基幹型センター基本方針 (1)～(2) 略 (3) 以下の視点をもって活動する。</p> <p>ア 市の方針である、豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。</p> <p>イ 「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。</p> <p>ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。</p> <p>エ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の包括的支援事業等に従事する専門職が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。</p> <p>オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。</p> <p>カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。</p> <p>キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。</p> <p>ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。</p> <p>ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。</p> <p>コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。</p> <p>3～16 略</p>	<p>地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。</p> <p>地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを始めとする業務を行う。</p> <p>《重点方針》 略</p> <p>《方針項目》 1～16 略</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築方針 略</p> <p>2 地域型センター及び基幹型センター基本方針 (1)～(2) 略 (3) 以下の視点をもって活動する。</p> <p>ア 市の方針である、<u>第8期</u>豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び<u>第2次</u>豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。</p> <p>イ 「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。</p> <p>ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。</p> <p>エ 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。</p> <p>オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。</p> <p>カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。</p> <p>キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。</p> <p>ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。</p> <p>ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。</p> <p>コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。</p> <p>3～16 略</p>

## 【議題5】地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について (承認事項)

承認には、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要である。なお、平成17年度地域包括支援センター運営協議会において、「年数回の運営協議会での事前承認は難しいため、過度に委託先が偏っていないか判断の上、豊田市が随時決定し、運営協議会の事後承認を受ける」とされている。

### 1 新規に委託契約を締結した事業所 (令和5年7月～令和5年12月)

	指定居宅介護支援事業所名	住所
①介護予防ケアマネジメント	該当なし	該当なし
②指定介護予防支援	該当なし	該当なし

### 2 委託の偏りについて (P29～30参照)

事後承認内容：地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援について、委託件数の50%以上を占める居宅介護支援事業所への委託に正当な理由があると認められるため、公正中立の立場で委託を実施していることの承認

計算方法：(最大委託件数/全委託件数) %

最大委託件数：委託先の中で最も件数が多い事業所の委託件数

基準：介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない  
(50%以上の場合は、正当な理由を記載)

### 3 参考 (承認の根拠)

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱  
(運営協議会の所掌事務)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

④ センターが介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所

	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合(%)	50%以上の理由
①介護予防ケアマネジメント	ひまわりの街地域包括支援センター	ライフサポート介護センター豊田南 居宅介護支援事業所	2	2	100.0	委託先が僅少のため
	笑いの家地域包括支援センター	あびお居宅介護支援事業所	2	2	100.0	
	ほっとかん地域包括支援センター	ベネッセ介護センター春日井	1	1	100.0	
	石野の里地域包括支援センター	石野の里ケアプランセンター	1	1	100.0	
	こささの里地域包括支援センター	おむすびケアプラン	1	1	100.0	
	地域包括支援センターとよた苑	メグリア ケアプラン野見山	1	1	100.0	
	足助地域包括支援センター	足助病院 介護保険相談室	10	7	70.0	利用者希望のため
	社協包括支援センター	メグリア ケアプラン御幸本町	4	2	50.0	委託先が僅少のため
	ふくしの里包括支援センター	ナイスプランふくしの里	3	2	66.7	
	ひまわり邸地域包括支援センター	あびお居宅介護支援事業所	3	2	66.7	
	みなみ福寿園地域包括支援センター	居宅介護支援ジョイプラン	2	1	50.0	
		居宅介護支援事業所ブルーム	2	1	50.0	
	地域包括支援センターくらがいけ	居宅介護支援事業所豊水園	2	1	50.0	
		メグリア ケアプラン野見山	2	1	50.0	
	地域包括支援センター藤岡の楽園	ケアプランセンターゆう	2	1	50.0	
		ふじのさと介護ケアプランセンター	2	1	50.0	
	トヨタ地域包括支援センター	ケアプランセンターなないろ	2	1	50.0	
		メグリア ケアプラン浄水	2	1	50.0	

	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合(%)	50%以上の理由
② 指定介護予防支援	いなぶ包括支援センター	いなぶ介護支援事業所	3	3	100.0	委託先が僅少のため
	豊田地域ケア支援センター	あひお居宅介護支援事業所	1	1	100.0	
	地域包括支援センター猿投の楽園	日本介護サービス株式会社	1	1	100.0	
	笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所笑いの家	1	1	100.0	
	わかばやし園地域包括支援センター	メグリア ケアプラン御幸本町	3	2	66.7	
	地域包括支援センター保見の里	あひお居宅介護支援事業所	3	2	66.7	
	つつみ園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター豊田南 居宅介護支援事業所	3	2	66.7	
	石野の里地域包括支援センター	石野の里ケアプランセンター		2	1	
居宅介護支援事業所 J O・さざんか			2	1	50.0	